

**青森市財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定について****1 制定理由**

青森市久栗坂財産区議会の廃止に伴い、久栗坂財産区管理会の設置及び組織に必要な事項を定めるため、所要の改正をしようとするものである。

**2 改正内容**

## (1) 青森市財産区管理会設置条例

第 2 条の設置及び組織に係る規定に「久栗坂財産区 委員 7 人」を新設

## (2) 青森市久栗坂財産区特別会計条例（附則による改正）

財産区議会を設置する財産区の特別会計について規定する「青森市久栗坂財産区特別会計条例」を廃止

## (3) 青森市財産区特別会計条例（附則による改正）

管理会を設置する財産区の特別会計について規定する「青森市財産区特別会計条例」に青森市久栗坂財産区特別会計を新設

**3 施行期日**

令和 8 年 9 月 1 日

※現久栗坂財産区議会議員の任期満了の日（令和 8 年 8 月 31 日）の翌日

**【参 考】****■久栗坂財産区議会の廃止**

廃止理由	久栗坂財産区議会は、区域住民の高齢化により議員のなり手不足が深刻化しており、また選挙経費等が負担となり年々予算規模が縮小傾向にあることから、慎重に協議を重ね、財産区議会を廃止し、財産区管理会へ移行すべきとの結論に達したものである。
廃止手続	地方自治法第 295 条に基づき、県知事が久栗坂財産区議会に「青森市久栗坂財産区議会設置条例を廃止する条例」を提案し、当財産区議会定例会（令和 8 年 3 月 4 日）で議決されたもの。 ※施行期日：令和 8 年 9 月 1 日
廃止日	令和 8 年 9 月 1 日